

令和元年 10 月 16 日

社会保障審議会介護保険部会  
介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会  
委員長 野口 晴子 様

## 介護分野の文書に係る負担軽減に関する意見書

一般社団法人日本介護支援専門員協会  
会長 柴口 里則  
介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会  
委員 濱田 和則  
(日本介護支援専門員協会 副会長)

介護分野の文書に係る負担軽減に向け、当協会が実施した、「介護文書の負担軽減に関する調査」(対象：当協会都道府県支部、回答数：169 保険者相当分)の内容検討に基づき、居宅介護支援等における日常的な業務及び指定申請や実施指導等に関連する文書及び手続きに関して意見を提出させていただきますので、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

介護文書の作成や提出等に関しては、ICT化などの整備・進展が不可欠であり、電子媒体の活用に必要な様式や取扱いの共通化、手続きの簡略化や提出期限等の柔軟化などの環境整備が必要であると考えます。また、既に提出した文書で変更がない場合は再度の提出を不要とする取扱いを推進いただければと考えます。

居宅介護支援等の日常業務においては、ケアマネジメントプロセスに関する文書作成に関して変更がない場合や軽微な変更の場合において、文書の再作成を求められる事例が見られます。このため、当初作成の文書を修正するか、他の文書で確認できる取扱いをお願いいたします。また、報酬請求関連文書関係につきましては、介護報酬請求書や給付管理票の保存など、電子媒体による取扱いのご検討をお願いいたします。

指定申請に関連した提出書類に関する添付書類につきましては、新たな文書作成負担を生じさせないために、事業所や施設等で既に作成済みの書類の写し等により代替できるよう、ご配慮をお願いいたします。この際、押印必要文書の削減、さらに、軽微な変更の場合において添付書類の簡素化・簡略化に努めていただきますとともに、電子メールの利用等、直接窓口に赴かなくてもよい形での受理など、簡易な取扱い手続きの普及促進を希望いたします。

具体的な対応につきましては、以下のとおりお願いいたします。

1. 居宅サービス計画書第2表について

老企29号における解釈において、居宅サービス計画書第2表の期間が短期目標に応答して記載することとなっているため、短期目標の終期が達成をもって到来した場合、期間のみの加筆修正を軽微な変更扱いとすること。

2. 利用者への同意について

居宅サービス計画書作成時の同意のための署名押印や、サービス利用票(第6表)の毎月の利用者同意の押印について、電子署名、電子メール、その他SNSを活用した通信手段による同意を可とすること。

3. 暫定居宅サービス計画(暫定ケアプラン)について

要介護認定時において、暫定課題分析、及び暫定居宅サービス計画(暫定ケアプラン)を作成後、認定決定までの間に状態の変化等がない場合、当該課題分析の再実施を不要とし、暫定居宅サービス計画の認定内容や期日等を修正するのみで可とすること。

4. 実地指導等における確認方法について

実地指導等において介護用ソフトウェアを使用する事業所が希望する場合、課題分析票、居宅サービス計画書、居宅支援経過記録等帳票類の画面上での確認を可能とし、印刷は不要とすること。

5. 指定更新申請時の提出時添付書類について

指定更新申請時の提出時添付書類について、大きな変更がない場合、指定更新申請書のみを提出を可とすること。(例:法人のパフレット/既指定事業所の状況/管理者経歴書/検査済証/建物の使用権限証明書類/備品一覧/設備備品写真/関係機関との関連図フローチャート/他の保健医療福祉機関連携状況)

以上